

○総務省令第六十七号

電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）第二十八条、第二十九条、第三十八条、第三十八条の二の二第三項及び第二百二条の十三第一項の規定に基づき、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年八月二十九日

総務大臣 松本 剛明

電波法施行規則等の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条 電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを削る。

改正後	改正前
<p>(指定無線設備) 第五十一条の二の二 法第百二条の十三第一項の規定により指定する無線設備は、次に掲げるものとする。</p> <p>【一・二 略】</p> <p>三 七二五MHzを超え七四八MHz以下、七七〇MHzを超え八〇三MHz以下、八一五MHzを超え八四五MHz以下、八六〇MHzを超え八九〇MHz以下、九〇〇MHzを超え九一五MHz以下、九四五MHzを超え九六〇MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、七一〇MHzを超え一、七八五MHz以下、一、八〇五MHzを超え一、八八〇MHz以下、一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備であつて、これらの周波数の電波を受信し、当該電波を増幅して送信するもの</p> <p>【削る】</p>	<p>(指定無線設備) 第五十一条の二の二 【同上】</p> <p>【一・二 同上】</p> <p>三 七二八MHzを超え七四八MHz以下、七七三MHzを超え八〇三MHz以下、八一五MHzを超え八四五MHz以下、八六〇MHzを超え八九〇MHz以下、九〇〇MHzを超え九一五MHz以下、九四五MHzを超え九六〇MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、七一〇MHzを超え一、七八五MHz以下、一、八〇五MHzを超え一、八八〇MHz以下、一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備であつて、これらの周波数の電波を受信し、当該電波を増幅して送信するもの</p> <p>四 八八九MHzを超え九一一MHz未満の周波数の電波を送信に使用する無線電話の無線設備であつて、基地局又は陸上移動中継局に使用される無線設備が送信する電波を受信することにより送信が制御される無線設備以外のもの</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

(無線設備規則の一部改正)

第二条 無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線(下線を含む。以下この条において同じ。)を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線(二重下線を含む。以下この条において同じ。)を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

(空中線電力の許容偏差)
第十四条 空中線電力の許容偏差は、次の表の上欄に掲げる送信設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

(空中線電力の許容偏差)
第十四条 「同上」

送信設備	許容偏差	
	上限(パーセント)	下限(パーセント)
十 第四十九条の六に定める携帯無線通信の中継を行う無線局(基地局と陸上移動局との間の携帯無線通信が不可能な場合、その中継を行う陸上移動局又は陸上移動中継局をいう。以下同じ。)の送信設備	八七	七四
陸上移動局又は陸上移動中継局の送信設備(七一五MHzを超え七四八MHz以下の周波数の電波を送信する場合を除く。)であつて、基地局と通信を行うもの	八七	六二

送信設備	許容偏差	
	上限(パーセント)	下限(パーセント)
十 「同上」	「同上」	「同上」
陸上移動局又は陸上移動中継局の送信設備(七一八MHzを超え七四八MHz以下の周波数の電波を送信する場合を除く。)であつて、基地局と通信を行うもの	「同上」	「同上」

〔十一〕二十略〕

〔十一〕二十 同上〕

〔2〕5 略〕

〔2〕5 同上〕

(副次的に発する電波等の限度)
第二十四条 法第二十九条に規定する副次的に発する電波が他の無線設備の機能に支障を与えない限度は、受信空中線と電氣的常数の等しい疑似空中線回路を使用して測定した場合に、その回路の電力が四ナノワット以下でなければならない。

(副次的に発する電波等の限度)
第二十四条 「同上」

〔2〕略〕
3 第四十九条の六に定める携帯無線通信の中継を行う無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

〔2〕同上〕
3 「同上」

無線局の種類	受信装置の区別	周波数帯	副次的に発する電波の限度
陸上移動局	七一五MHzを超え七四八MHz以下、七七〇MHzを超え八〇三MHz以下、八一五MHzを超え八四五MHz以下	ア 三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満	任意の一〇〇MHz幅で(一)四八・八デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。以下この項から第八項までにおいて

無線局の種類	受信装置の区別	周波数帯	副次的に発する電波の限度
陸上移動局	七一八MHzを超え七四八MHz以下、七七三MHzを超え八〇三MHz以下、八一五MHzを超え八四五MHz以下	ア 「同上」	「同上」

陸上移動中継局	下、八六〇MHzを超え八九〇MHz以下、九〇〇MHzを超え九一五MHz以下又は九四五MHzを超え九六〇MHz以下の周波数の電波を受信する受信装置	イ 一、〇〇〇MHz以上一二・七五MHz以下	任意の一MHz幅で(一)三八・八デシベル以下の値
	〔略〕	〔略〕	〔略〕
陸上移動中継局	七一五MHzを超え七四八MHz以下、七七〇MHzを超え八〇三MHz以下、八一五MHzを超え八四五MHz以下、八六〇MHzを超え八九〇MHz以下、九〇〇MHzを超え九一五MHz以下又は九四五MHzを超え九六〇MHz以下の周波数の電波を受信する受信装置	ア 三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満 イ 一、〇〇〇MHz以上一二・七五MHz以下	任意の一〇〇MHz幅で(一)四八・八デシベル以下の値
	〔略〕	〔略〕	〔略〕

4 七一五MHzを超え七四八MHz以下、七七〇MHzを超え八〇三MHz以下、八一五MHzを超え八四五MHz以下、八六〇MHzを超え八九〇MHz以下、九〇〇MHzを超え九一五MHz以下又は九四五MHzを超え九六〇MHz以下の周波数の電波を使用する符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局並びにシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

〔一・二 略〕

三 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の受信装置

無線局の種類	周波数帯	副次的に発する電波の限度
基地局	七一五MHzを超え七四八MHz以下の周波数の電波を受信する受信装置	任意の一〇〇MHz幅で(一)五七デシベル以下の値
	イ 一、〇〇〇MHz以上一二・七五MHz以下(二、一〇〇MHz以上二、〇二五MHz以下を除く。)	任意の一MHz幅で(一)四七デシベル以下の値
	ウ 二、〇二五MHz以上二、〇五〇MHz以下	任意の一MHz幅で(一)五二デシベル以下の値

陸上移動中継局	下、八六〇MHzを超え八九〇MHz以下、九〇〇MHzを超え九一五MHz以下又は九四五MHzを超え九六〇MHz以下の周波数の電波を受信する受信装置	イ 〔同上〕	〔同上〕
	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
陸上移動中継局	七一八MHzを超え七四八MHz以下、七七三MHzを超え八〇三MHz以下、八一五MHzを超え八四五MHz以下、八六〇MHzを超え八九〇MHz以下、九〇〇MHzを超え九一五MHz以下又は九四五MHzを超え九六〇MHz以下の周波数の電波を使用する符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局並びにシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。	イ 〔同上〕	〔同上〕
	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕

4 七一八MHzを超え七四八MHz以下、七七三MHzを超え八〇三MHz以下、八一五MHzを超え八四五MHz以下、八六〇MHzを超え八九〇MHz以下、九〇〇MHzを超え九一五MHz以下又は九四五MHzを超え九六〇MHz以下の周波数の電波を使用する符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局並びにシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

〔一・二 同上〕

三 〔同上〕

無線局の種類	周波数帯	副次的に発する電波の限度
基地局	七一八MHzを超え七四八MHz以下の周波数の電波を受信する受信装置	〔同上〕
	イ 〔同上〕	〔同上〕
	ウ 〔同上〕	〔同上〕

[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]

[5] 34 略

(携帯無線通信の中継を行う無線局の無線設備)

第四十九条の六 携帯無線通信の中継を行う無線局の無線設備であつて、七一五MHzを超え七四八MHz以下、七七〇MHzを超え八〇三MHz以下、八一五MHzを超え八四五MHz以下、八六〇MHzを超え八九〇MHz以下、九〇〇MHzを超え九一五MHz以下、九四五MHzを超え九六〇MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、七一〇MHzを超え一、七八五MHz以下、一、八〇五MHzを超え一、八八〇MHz以下、一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を送信するものは、次に掲げる条件(陸上移動中継局の無線設備にあつては、第二号に限る。)に適合するものでなければならぬ。

〔一・二 略〕

〔2 略〕

(シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備)

第四十九条の六の九 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局又は陸上移動局の無線設備のうち、周波数分割複信方式(半複信方式のものを含む。)を用いるものであつて、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる周波数の電波を送信するものは、次に掲げる条件に適合するものでなければならぬ。

無線設備の区分	周波数
基地局の無線設備	七七〇MHzを超え八〇三MHz以下、八六〇MHzを超え八九〇MHz以下、九四五MHzを超え九六〇MHz以下、一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、八〇五MHzを超え一、八八〇MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下
陸上移動局の無線設備	七一五MHzを超え七四八MHz以下、八一五MHzを超え八四五MHz以下、九〇〇MHzを超え九一五MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、一、七一〇MHzを超え一、七八五MHz以下又は一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下

一 一般的条件

〔イ〕ト 略

チ 〔略〕

(1) 〔略〕

(2) 自動出力補正機能が保証する空中線電力の偏差が、第十四条に規定する空中線電力の許容偏差内であること。

リ チヤネル間隔は、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の中欄に掲げる周波数に及び同表下欄に掲げるとおりとする。

[同上]	[同上]	[同上]	[同上]
[同上]	[同上]	[同上]	[同上]
[同上]	[同上]	[同上]	[同上]

[5] 34 同上

(携帯無線通信の中継を行う無線局の無線設備)

第四十九条の六 携帯無線通信の中継を行う無線局の無線設備であつて、七一八MHzを超え七四八MHz以下、七七三MHzを超え八〇三MHz以下、八一五MHzを超え八四五MHz以下、八六〇MHzを超え八九〇MHz以下、九〇〇MHzを超え九一五MHz以下、九四五MHzを超え九六〇MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、七一〇MHzを超え一、七八五MHz以下、一、八〇五MHzを超え一、八八〇MHz以下、一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を送信するものは、次に掲げる条件(陸上移動中継局の無線設備にあつては、第二号に限る。)に適合するものでなければならぬ。

〔一・二 同上〕

〔2 同上〕

(シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備)

第四十九条の六の九 [同上]

無線設備の区分	周波数
基地局の無線設備	七七三MHzを超え八〇三MHz以下、八六〇MHzを超え八九〇MHz以下、九四五MHzを超え九六〇MHz以下、一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、八〇五MHzを超え一、八八〇MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下
陸上移動局の無線設備	七一八MHzを超え七四八MHz以下、八一五MHzを超え八四五MHz以下、九〇〇MHzを超え九一五MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、一、七一〇MHzを超え一、七八五MHz以下又は一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下

一 一般的条件

〔イ〕ト 同上

チ [同上]

(1) [同上]

(2) 自動出力補正機能が保証する空中線電力の偏差が、第十四条に規定する空中線電力の許容偏差内であること。

〔新設〕

無線設備の区分		周波数	チャンネル間隔
陸上移動局の無線設備	七七〇MHzを超え七七三MHz以下	三MHz	
	七七三MHzを超え八〇三MHz以下	三MHz、五MHz、一〇MHz、一五MHz又は二〇MHz	
陸上移動局の無線設備	八八〇MHz以下	三MHz、五MHz、一〇MHz又は一五MHz	
	八六〇MHzを超え八九〇MHz以下又は九四五MHzを超え九六〇MHz以下		
陸上移動局の無線設備	一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下又は二、一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下	五MHz、一〇MHz、一五MHz又は二〇MHz	
	七二五MHzを超え七二八MHz以下	一八〇kHz、一・〇八MHz又は三MHz	
陸上移動局の無線設備	七一八MHzを超え七四八MHz以下	一八〇kHz、一・〇八MHz、三MHz、五MHz、一〇MHz、一五MHz又は二〇MHz	
	又は一、七一〇MHzを超え一、七八五MHz以下		
陸上移動局の無線設備	八一五MHzを超え八四五MHz以下	一八〇kHz、一・〇八MHz、三MHz、五MHz、一〇MHz又は一五MHz	
	又は九〇〇MHzを超え九一五MHz以下		
陸上移動局の無線設備	一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下	一八〇kHz、一・〇八MHz、五MHz、一〇MHz、一五MHz又は二〇MHz	
	下		

〔二〕略

2 前項の陸上移動局の無線設備（第一項及び第五項並びに第一項及び第六項に規定する陸上移動局の無線設備を除く。）は、前項に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

〔一〕三 略

四 搬送波を送信していないときの漏えい電力は、送信帯域の周波数帯で、空中線端子において、次のとおりであること。

イ 三チャンネル間隔が三MHzのものにあつては、任意の二・七MHz幅で（一）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

ロ 三チャンネル 略

〔五〕六 略

〔三〕五 略

6 第一項の陸上移動局の無線設備であつて、占有周波数帯幅の許容値が一・四MHzのものは、同項（第一号を除く。）に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

〔二〕同上

〔同上〕

〔一〕三 同上

四 〔同上〕

〔新設〕

イ 三チャンネル 〔同上〕

〔五〕六 同上

〔三〕五 同上

〔同上〕

【一・二一 略】

三 搬送波を送信していないときの漏えい電力は、通信の相手方となる基地局のチャンネル間隔と同じチャンネル間隔の送信帯域の周波数帯（当該周波数帯に第一項及び本項に規定する無線設備の占有周波数帯幅の許容値の周波数の範囲が含まれること。）及び空中線端子において、次のとおりであること。

㉔ 通信の相手方となる基地局のチャンネル間隔が三MHzのものにあっては、任意の二・七MHz帯（(一)四・五MHz帯（「リフレクティブ・アクセス」）にあっては、任意の帯域）

㉕ 帯 [略]

【四・五 略】

別表第二号（第6条関係）

【第1～第11 略】

第12 携帯無線通信の中継を行う無線局、符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局及び時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局並びにシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びローカル5Gの無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおりとする。この規定の適用を受ける周波数を指定する場合には、占有周波数帯幅の許容値を電波の型式に冠して表示する。

1 第49条の6に定める携帯無線通信の中継を行う無線局

【(1) 略】

(2) シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信若しくはシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を中継するもの

㉖ チャンネル間隔が3MHzのもの 3MHz

㉗ 帯 [略]

【2～4 略】

5 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の無線設備のうち、周波数分割復信方式（半復信方式のものを含む。）を用いるもの

㉘ チャンネル間隔が3MHzのもの 3MHz

㉙ 帯 [略]

【一・二一 同上】

三 【同上】

【新設】

㉔ 帯 [四・五]

【四・五 同上】

別表第二号（第6条関係）

【第1～第11 同上】

第12 【同左】

1 【同左】

【(1) 同左】

(2) 【同左】

【新設】

㉖ 帯 [同左]

【2～4 同左】

5 【同左】

【新設】

㉘ 帯 [同左]

<p>⑫ 陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）の無線設備であつて、キャリアアラグレーション技術を用いて連続しない複数の搬送波を送信するもの 各搬送波のチャネル間隔に応じて⑫から⑮までに定める値</p> <p>⑮ [略]</p> <p>⑯ [略]</p> <p>[6 略]</p> <p>[第13～第79 略]</p>	<p>⑬ 陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）の無線設備であつて、キャリアアラグレーション技術を用いて連続しない複数の搬送波を送信するもの 各搬送波のチャネル間隔に応じて⑬から⑰までに定める値</p> <p>⑰ [同左]</p> <p>⑱ [同左]</p> <p>[6 同左]</p> <p>[第13～第79 同左]</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

（特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正）

第三条 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

名 出 源	名 出 處
<p>別表第二号 工事設計の様式 (別表第一号一(1)関係) 第一 第二から第六までの工事設計書に係る無線局以外の無線局に使用するための無線設備の 工事設計書 [様式略] [注 1・2 略] 3 2の(2)の欄は、「F 3 E 142MHzから162MHzまで」又は「F 3 E 143.54, 149.01, 149.03, 153.33, 165.97MHz」のように記載する(ほか、次によること。 [1]～(3) 略] (4) 第2条第1項第11号の19、第11号の21、第11号の30、第11号の32、第11号の34、第21号の3、第54号若しくは第54号の6に掲げる無線設備であつて設備規則第49条の6の9第1項第1号へに規定するキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行うことができるもの又は第2条第1項第11号の20から第11号の20の3まで、第11号の22から第11号の24まで、第11号の29、第11号の31、第11号の33、第21号の3若しくは第54号の5に掲げる無線設備であつて一の送信装置から複数の搬送波を同時に送信するものにあつては、同時に送信される複数の搬送波の周波数帯 (次のアからエまでに掲げる周波数帯をいう。) 及び当該搬送波の数を記載すること。 ア <u>715MHzを超え748MHz以下及び770MHzを超え803MHz以下の周波数帯</u> [イ～ス 略] [(5)・(6) 略] [4～12 略] [第二～第六 略]</p>	<p>別表第二号 工事設計の様式 (別表第一号一(1)関係) 第一 [同左] [様式同左] [注 1・2 同左] 3 [同左] [1]～(3) 同左] (4) [同左] ア <u>718MHzを超え748MHz以下及び773MHzを超え803MHz以下の周波数帯</u> [イ～ス 同左] [(5)・(6) 同左] [4～12 同左] [第二～第六 同左]</p>
<p>備考 表中の「」の記載は追加しない。</p>	

附 則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現に免許若しくは予備免許を受け、又は免許を申請しているこの省令による改正前の無線設備規則第四十九条の六又は第四十九条の六の九に規定する無線局の無線設備の条件については、この省令による改正後の無線設備規則の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

3 この省令の施行の際現に受けているこの省令による改正前の無線設備規則第四十九条の六又は第四十九条の六の九に規定する無線局の無線設備に係る電波法第三十八条の二の二第一項に規定する技術基準適合証明又は同法第三十八条の二十四第一項に規定する工事設計認証（次項及び附則第五項において「技術基準適合証明等」という。）は、この省令の施行後においても、なおその効力を有する。

4 この省令の施行の際現にされているこの省令による改正前の無線設備規則第四十九条の六、第四十九条の六の九に規定する無線局の無線設備に係る技術基準適合証明等の求めの審査は、なお従前の例による。

5 前項の規定によりなお従前の例によることとされる審査により無線局の無線設備が受けた技術基準適合証明等は、この省令の施行後においても、なおその効力を有する。

6 陸上移動局に使用するための無線設備であつて、この省令による改正前の無線設備規則第四十九条の六の九第一項及び第二項に規定する七一八MHzを超え七四八MHz以下の周波数の電波を送信する陸上移動局に使用するための無線設備の条件に適合するものとして電波法第三十八条の二十四第一項に規定する工事設計認証により表示が付されているものうち、変更の工事を伴わずに七一五MHzを超え七一八MHz以下の周波数において、シングルキャリア周波数分割多元接続方式を使用する周波数分割複信方式の携帯無線通信を行う機能を有するものについては、この省令による改正後の無線設備規則第四十九条の六の九第一項及び第二項に規定する七一五MHzを超え七一八MHz以下の周波数の電波を送信する陸上移動局に使用するための無線設備の条件に適合するものとして当該表示が付されているものとみなす。